

5. 誘導施設

5.1 誘導施設の設定方針

【日常生活機能施設】

人口減少・超高齢社会においても都市機能誘導区域においては、日常生活を営む上で必要な施設が徒歩圏（概ね半径 500m圏域内）に確保されることとしていることから、**商業・医療・金融機能**を提供する施設を設定します。なお、集落核における商業機能については、集落機能の維持を図るため、**最低限必要な施設規模**とします。

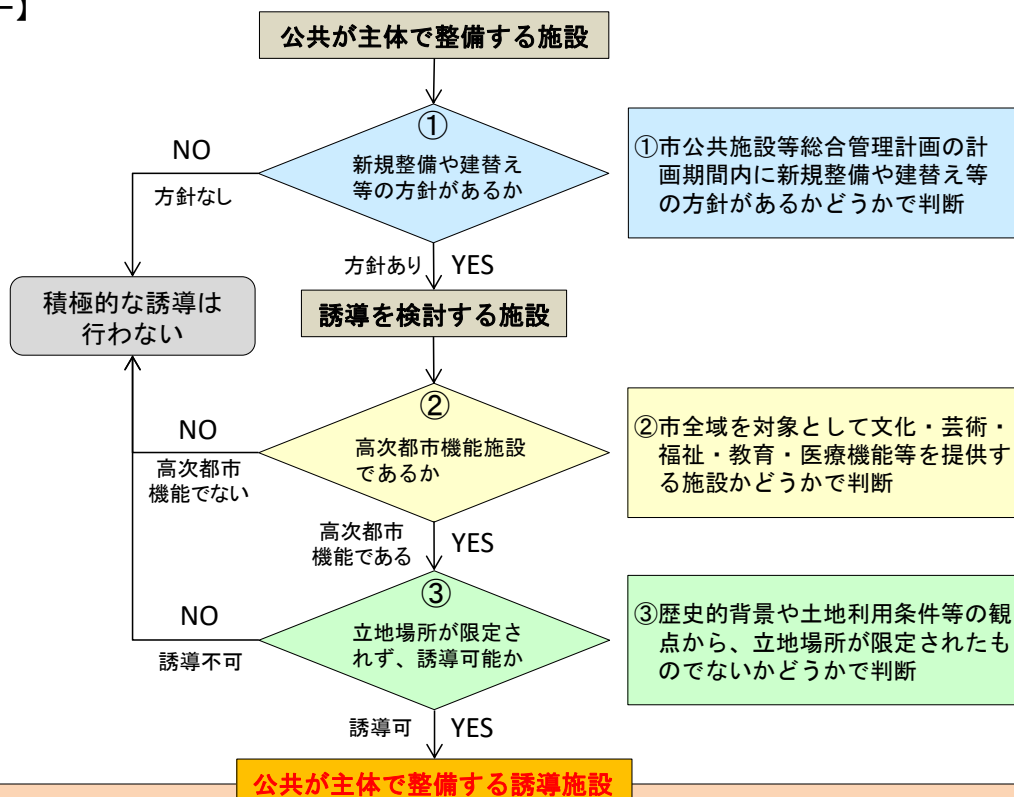
【高次都市機能施設】

中心市街地や副都心においては、各種機能の集積により、利便性が高くにぎわいのあふれるまちとするため、以下の施設を設定します。

- ・民間が主体で整備する誘導施設については、商業・サービス機能の集積を図るため、**大規模な商業施設**を設定します。
- ・公共が主体で整備する誘導施設については、市公共施設等総合管理計画の計画期間内における新規整備や建替え等の方針に基づき、**市全域を対象として文化・芸術・福祉・教育・医療機能等を提供する施設***を設定します。

※ 公共が主体で整備する誘導施設の選定は、以下のフローに基づき行います。

【選定フロー】



- (1) 誘導施設
都市機能誘導区域内に建設地等が確保されている等の誘導条件が整ったもの。
- (2) 条件付き誘導施設
広大な敷地や大規模な面積を要する施設であることから、今後、都市機能誘導区域内へ誘導する条件が整った場合に誘導を図るもの。

設定方針に合致する各施設の立地状況は以下のとおりとなります。

▼都市機能誘導区域内の日常生活機能施設の立地状況

地区名	都市機能誘導区域	分析対象地名	現 状 ※1				誘導施設		
			商業施設		医療施設	金融施設	商業施設	医療施設	金融施設
			スーパーマーケット ※2	大型店 (1,000㎡以上 10,000㎡未満) ※3	診療所	金融機関			
鹿児島	①	中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)	8	16	198	71	●	●	●
鹿児島	②	中心市街地(広域交流空間形成ゾーン:鹿児島駅周辺地区)	0	0	0	0	◆	◆	◆
鹿児島		中心市街地(広域交流空間形成ゾーン:その他地区)	1	0	5	0	●	●	◆
鹿児島	①	副都心(広域商業集積ゾーン)	0	0	14	4	◆	●	●
鹿児島	②	副都心(副都心形成支援ゾーン)	1	0	4	0	●	●	◆
郡山	②	地域生活拠点:郡山地域	0	0	1	0	◆	●	◆
吉田		地域生活拠点:吉田地域	0	0	1	1	◆	●	●
鹿児島		地域生活拠点:吉野地域	0	2	2	3	●	●	●
鹿児島		地域生活拠点:伊敷地域	0	0	0	2	◆	◆	●
松元		地域生活拠点:松元支所周辺	0	0	3	0	◆	●	◆
松元		地域生活拠点:上伊集院駅周辺	0	0	0	0	◆	◆	◆
松元		地域生活拠点:春山小学校周辺	0	1	0	0	●	◆	◆
喜入		地域生活拠点:喜入地域	0	1	2	0	●	●	◆
吉田		団地核:牟礼岡地	0	0	0	1	◆	◆	●
鹿児島		団地核:緑ヶ丘団地	1	0	2	1	●	●	●
鹿児島	団地核:花野団地	1	0	0	1	●	◆	●	
鹿児島	団地核:伊敷団地・岡之原団地・千年団地	0	0	0	0	◆	◆	◆	
鹿児島	団地核:伊敷ニュータウン・西玉里団地	0	1	1	2	●	●	●	
鹿児島	団地核:玉里団地	0	1	4	2	●	●	●	
鹿児島	団地核:原良団地	1	1	4	3	●	●	●	
鹿児島	団地核:武岡団地・武岡ハイランド・武岡ピュアタウン・武岡台	1	0	0	0	●	◆	◆	
鹿児島	団地核:西郷団地	0	1	4	2	●	●	●	
鹿児島	団地核:西郷団地	0	1	1	1	●	●	●	
鹿児島	団地核:星ヶ峯ニュータウン・星ヶ峯南	1	0	1	1	●	●	●	
鹿児島	団地核:皇徳寺ニュータウン・南皇徳寺台	1	0	1	1	●	●	●	
鹿児島	団地核:桜ヶ丘団地・魚見ヶ原団地	0	2	3	1	●	●	●	
郡山	③	集落核:花尾小学校周辺	0	0	0	1	◆	◆	●
郡山		集落核:南方小学校周辺	0	0	1	0	◆	●	◆
松元		集落核:石谷小学校周辺	0	0	0	0	◆	◆	◆
松元		集落核:東昌小学校周辺	0	0	0	1	◆	◆	◆
喜入		集落核:瀬々串小学校周辺	0	0	1	1	◆	●	●
喜入		集落核:中名小学校周辺	0	0	1	0	◆	●	◆
喜入		集落核:一倉小学校周辺	0	0	0	1	◆	◆	●
喜入		集落核:前之浜小学校周辺	0	0	1	1	◆	●	●
喜入		集落核:生見小学校周辺	0	0	0	0	◆	◆	◆

※1 現状の施設数は当初策定時のもの

※2 i タウンページの「スーパーマーケット」 ※3 は含めない

※3 1,000㎡以上 10,000㎡未満の大規模小売店

◆現状立地していない施設(誘導する施設)

●現状立地している施設(維持する施設)

▼都市機能誘導区域内(中心市街地、副都心)の高次都市機能施設の立地状況

地区名	都市機能誘導区域	分析対象地名	現 状					誘導施設				
			商業施設	文化施設	交流施設	体育施設	福祉施設	商業施設	文化施設	交流施設	体育施設	福祉施設
			大型店 (10,000㎡以上) ※4	まちなか図書館	国際交流センター	サッカー等スタジアム	児童相談所	大型店 (10,000㎡以上)	まちなか図書館 ※5	国際交流センター ※5	サッカー等スタジアム ※5、6	児童相談所 ※6
鹿児島	①	中心市街地(広域商業高度集積ゾーン)	4	0	0	0	0	●	◆	◆	△	△
鹿児島	②	中心市街地(広域交流空間形成ゾーン:鹿児島駅周辺地区)	0	0	0	0	0	△	△	△	△	△
鹿児島		中心市街地(広域交流空間形成ゾーン:その他地区)	0	0	0	0	0	△	△	△	△	△
鹿児島	①	副都心(広域商業集積ゾーン)	0	0	0	0	0	◆	△	△	△	△
鹿児島	②	副都心(副都心形成支援ゾーン)	0	0	0	0	0	△	△	△	△	△

※4 現状の施設数は当初策定時のもの

※5 都心部への整備の方針が示されているもの

※6 今後、都市機能誘導区域内へ誘導する条件が整った場合に誘導を図るもの

◆現状立地していない施設(誘導する施設)

△現状立地していない施設(条件付きで誘導する施設)

●現状立地している施設(維持する施設)

5.2 誘導施設の設定

■ 誘導施設の設定の考え方

- ア) 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設が立地していない場合は、これを誘導するため誘導施設として設定
- イ) 都市機能誘導区域内に誘導すべき施設が既に立地している場合は、これを維持するため誘導施設として設定

誘導施設の設定方針および設定の考え方を踏まえ、以下のとおり誘導施設を設定します。

(1) 民間が主体で整備する誘導施設

□都市機能誘導区域①・・・中心市街地（広域商業高度集積ゾーン）、副都心（広域商業集積ゾーン）

- ・商業施設（※¹店舗面積 1,000 m²以上）（ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする。以下同じ。）
- ・診療所、歯科診療所（医療法に基づくもの。以下同じ。）
- ・銀行等（銀行法に基づく銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定義される共同組織金融機関及びこれらの※²代理業を営むもの、株式会社商工組合中央金庫法に基づく株式会社商工組合中央金庫。以下同じ。）

□都市機能誘導区域②・・・中心市街地（広域交流空間形成ゾーン）、副都心（副都心形成支援ゾーン）、地域生活拠点、団地核

- ・商業施設（※¹店舗面積 1,000 m²以上 10,000 m²未満）
- ・診療所、歯科診療所
- ・銀行等

□都市機能誘導区域③・・・集落核

- ・物品販売業を営む店舗（※¹店舗面積 150 m²以上）（ただし、都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従うこととする。）
- ・診療所、歯科診療所
- ・銀行等

※¹ 「店舗面積」・・・大規模小売店舗立地法に規定する小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積。

※² 「代理業を営むもの」・・・金融庁の公開している「銀行代理業者許可一覧」、「郵便局銀行代理業者許可一覧」、「信用金庫代理業者許可一覧」、「労働金庫代理業者許可一覧」及び「信用組合代理業者許可一覧」に掲載されている又は掲載が見込まれるもの。

(2) 公共が主体で整備する誘導施設（市が検討している施設に限定）

□都市機能誘導区域①・・・中心市街地（広域商業高度集積ゾーン）

- ・まちなか図書館（図書館法に基づく図書館で、民間施設と複合的に整備するもの。）
- ・国際交流センター（国際交流機能を有するもの。）

【条件付き誘導施設】

- ・サッカー等スタジアム（社会教育法第5条第4号に規定する社会教育施設のうち、社会教育調査規則第3条第13号に規定する体育施設。）

□都市機能誘導区域①、②・・・中心市街地（広域商業高度集積ゾーン、広域交流空間形成ゾーン）、副都心（広域商業集積ゾーン、副都心形成支援ゾーン）

【条件付き誘導施設】

- ・児童相談所（児童福祉法に基づく児童相談所で、子育て支援・障害支援・療育等の機能を複合的に整備する場合を含む。）